

佐賀県東部工業用水道規程第一号

佐賀県東部工業用水道局の管理に関する規程（昭和四十八年佐賀県東部工業用水道規程第一号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年五月二十日

佐賀県知事 古 川 康

別表の局長専決事務の欄の第六号及び同表の所長専決事務の欄の第七号中「証人」を「裁判員、証人」に、「公官署」を「官公署」に改める。

附 則

この規程は、平成二十一年五月二十一日から施行する。